

関税割当制度に関する政令の
一部を改正する政令案要綱

1. 関税割当制度が適用されている物品 20 品目のうち、特定の乾燥した豆等 4 品目について、平成 17 年度下期の関税割当数量をそれぞれ次のとおり定めることとする。(別表関係)

乾燥した豆(ひよこ豆、緑豆及び ひら豆以外のもの)		91,900 トン
とうも ろこし	<ul style="list-style-type: none"> コーンスターチの製造に使用するもの 単体飼料用のもので粉碎その他の加工をしてないもの コーンフレーク、エチルアルコール又は蒸留酒の製造に使用するもの その他のもの 	<p style="text-align: right;">2,018,700 トン</p> <p style="text-align: right;">148,200 トン</p> <p style="text-align: right;">25,600 トン</p> <p style="text-align: right;">82,300 トン</p>
麦 芽		218,400 トン
でん粉及びイヌリン並びに でん粉等の調製食料品のうち でん粉が最大の重量を占めるもの		84,200 トン

2. この政令は、平成 17 年 10 月 1 日から施行することとする。